

福岡県医療従事者勤務環境改善促進費補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡県医療従事者勤務環境改善促進費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、医療従事者の人材確保が喫緊の課題となっている中で、限られた人員でより効率的に業務を行う環境の整備費用に相当する金額を、予算の範囲内において補助金として交付することにより、業務の生産性を向上させ、職員の処遇改善につなげることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付対象となる施設は、福岡県内に所在し、令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出ている病院、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーション（以下「対象施設」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、この補助事業により補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は補助の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

(2) 法第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている団体

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている団体

(4) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体

イ 暴力団員が実質的に運営している団体

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体

オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

(補助対象となる取組)

第5条 補助対象となる取組については、令和6年4月1日から令和8年2月28日までの間に行った、別表1に掲げるものとする。

(補助上限額)

第4条 補助上限額は、別表2に掲げる金額とする。

(交付額の算定方法)

第6条 この補助金は、第4条に定める補助上限額と第5条に定める取組に係る実支出額を比較し、少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 この補助金の交付を申請しようとする者（以下「交付申請者」という。）は、知事が別に定める期限までに、交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 交付申請者は、補助金の交付の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。

3 交付申請者は、前2項の申請時において、既に取組が完了している場合は、第10条に定める実績報告書（様式第2号）を同時に提出しても差し支えない。

(交付の決定)

第8条 知事は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、補助金の交付決定を行い、交付申請者に通知する。

(交付の条件)

第9条 知事は、この補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項につき条件を付すものとする。

(1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上（民間団体にあつては30万円）の機械、器具及びその他の財産については、規則第20条の規定により知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は規則第20条の規定により知事が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(財産処分の制限)

- 第10条 補助事業者は、法定耐用年数の期限内において取得財産等を処分しようとするときは、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の取得財産等のうち、処分を制限するものは、1件当たりの取得価格又は効用の増加額が50万円以上の機械装置、重要な器具、その他財産とする。
 - 3 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させるものとする。ただし、当該取得財産等の処分が次の各号に該当する場合は納付を要しない。
 - (1) 災害や火災によって使用できなくなった場合
 - (2) 補助事業者の責めに帰さない事情によりやむを得ず廃棄（相応の補償を得ている場合を除く。）する場合
 - 4 前項に規定する取得財産等の処分に関する納付額は、別に定める場合を除き、処分する部分の残存価格に対する補助金相当額とする、この場合において、適正な対価でなされる有償による処分については、処分する部分の残存価額に対する補助金相当額を上限とし、当該部分の処分により発生する収益のうちの補助金相当額とする。

(実績報告)

- 第11条 この補助金の実績報告は、事業完了後1カ月以内又は3月10日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第2号）を知事に提出して行わなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第12条 知事は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、当該実績報告書に基づいて第6条により算定した額と交付額のいずれか少ない方の額により、補助金の額を確定するものとする。
- 2 知事は、前項の規定による額の確定後であっても、補助金等に係る予算の執行の適正を

期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は補助事業者の承諾を得た上で職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること（以下「検査等」という。）ができるものとする。

3 補助事業者は、前項の検査等に協力するよう努めなければならない。

（補助金の支払い）

第13条 喫緊の課題に対応するための支援という本補助金の目的を踏まえ、知事は、第8条の規定に基づき交付すべき補助金の交付決定した後、補助事業者に対して概算払いを行うものとする。補助事業者は、概算で交付された額が前条による確定額を上回るときは、その上回る額を返還しなければならない。

（交付決定の取消し）

第14条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令、本要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反したとき。
- (2) 知事が提出を求める書類等を期限内に提出しないなど、補助事業に関して、怠慢と認められる行為を行ったとき。
- (3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき、又は交付決定の内容やこれに付された条件に違反したとき。
- (4) 補助事業や提出書類等に虚偽その他不正の行為があったとき。
- (5) 交付決定後生じた事情の変更等で、補助事業の全部又は一部を継続することができないと判断したとき。
- (6) 第3条第2項に規定するものに該当することが明らかになったとき。

2 前項の規定は、第12条の規定に基づく額の確定があった後においても適用する。

3 知事は、第1項の規定に基づく交付決定の取消しを行ったときは、補助事業者に速やかに通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 知事は、又は前条の規定に基づき補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対する補助金の交付を既に行っているときは、その補助金の返還を命ずるものとする。

2 知事は、前項に基づき補助金を返還させるときは、次に掲げる事項を補助事業者に通知する。

- (1) 返還すべき補助金の額
- (2) 加算金及び延滞金に関する事項
- (3) 返還期限

（振込不能等の取扱い）

第 16 条 知事が第 13 条の規定による概算払を行う際に、申請書の不備による振込不能等があり、県が確認等を求めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、給付対象者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(状況報告)

第 17 条 補助事業者は、事業の遂行又は支出状況について、知事が要求したときは、速やかに報告しなければならない。

(その他)

第 18 条 この要綱で定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な実施に必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は令和 7 年 5 月 2 9 日から施行し、令和 7 年度の補助金について適用する。

別表1 補助対象となる取組

区分	取組種別	内容
①	ICT 機器等の導入による業務効率化	タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB 会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入
②	タスクシフト/シェアによる業務効率化	医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト/シェア
③	補助金を活用した更なる賃上げ	処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

※令和6年4月1日から令和8年2月28日までの取組を対象とする。

※①～③を複数組合せた場合も対象とする。

※以下の経費は、補助対象としない。

(ア) 消費税及び地方消費税の仕入控除税額

(イ) その他、知事が本事業の目的として適当でないと認める経費

別表2 補助上限額

対象施設	補助上限額
病院・有床診療所 (※)	許可病床数 × 4 万円
無床診療所	1 施設 × 18 万円
訪問看護ステーション	1 施設 × 18 万円

(※) 許可病床数が4床以下の有床診療所は1施設×18万円を補助上限額とする。

(※) 許可病床数は交付申請日時点とする。